

障害者総合支援法案の国会審議が4月17日に始まり、衆議院厚生労働委員会で4月18日、修正のうえ、民主・自民・公明各党の賛成で可決された。政府はこの法案を、障害者自立支援法に替わる新法と位置づけている。しかし、実態は国が自立支援法違憲訴訟団と基本合意していた自立支援法の「廃止」ではなく「一部改正」で、内容も「障害者らの提言が反映されていない」と批判が強い。こうした認識から共産・社民・みんな・新党きづな各党は反対した。

政府は法案の趣旨を、地域社会での共生の実現に向けた新たな障害者施策を講じるものと説明。法律の名称を自立支援法から総合支援法に変え、自立支援法を廃止したものとする。

この対応で廃止と言えるかは、4月18日の審議で小宮山洋子・厚労大臣が「訴訟になった最大の理由の応益負担が応能負担に2010年に抜本改正されているし、法律の名称も基本理念・目的も変えるので廃止だ」と強調した。

法案の要点は、障害者の範囲に難病などを加えること、重度訪問介護の対象を拡大すること、ケアホームをグループホームに一元化することなど。一部を除き2013年4月に施行される。

重度訪問介護は重度の肢体不自由者に限らず知的・精神障害者に拡大。行動援護の対象者を参考に検討するという。また、一元化後のグループホームは外部の居宅介護事業者と連携したりアパートを活用したサテライト型を認めたりして、量的拡大もするという。

ただ、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた新法の骨格提言の要点は、支給決定の仕組みやサービス体系の見直しなど、多くが「法施行後

3年をめどに検討」と規定されるにとどまる。その理由を小宮山大臣は「段階的に実施する」としたが、検討の方向は「骨格提言に沿って検討したい」と述べた。

一方、政府や民主党の対応には厳しい追及が続いた。「難病を入れるというのが、病名を列挙する方法ではまた谷間を生む」「応能負担になったというのが、収入認定が障害者本人のみでなく配偶者も含まれており、原則的な思想は変わっていない」などの指摘だ。

社民・共産・みんな・新党きづな各党は「廃止を掲げて政権交代し訴訟を決着させ、骨格提言がまとめられた経緯を考えると、一部改正にすぎない法案では賛成できない」「障害者権利条約の批准に堪えられる内容になっていない」などと反対したが、民主・自民・公明各党の賛成多数で修正のうえ、可決された。

修正点は、知的・精神障害の人は障害程度区分が低く判定されやすいため認定が適切に行われるよう措置を講じること、市町村の地域生活支援事業に手話などで意思疎通支援を行う人の派遣や養成をする事業を追加することなど。

また、重度訪問介護や長時間サービスを必要とする人が適切に支給決定されるよう、市町村に対する支援の在り方を検討することなどが付帯決議された。

なお、国や自治体が物品やサービスを障害者の就労施設から優先して調達することを推進する法案については、4月18日に衆院厚労委員長案として提案され、全会一致で可決された。

(福祉新聞・2572号 2012年4月23日)